



特集

検察庁における被害者支援施策の展開 ～第3次犯罪被害者等基本計画に基づいて～

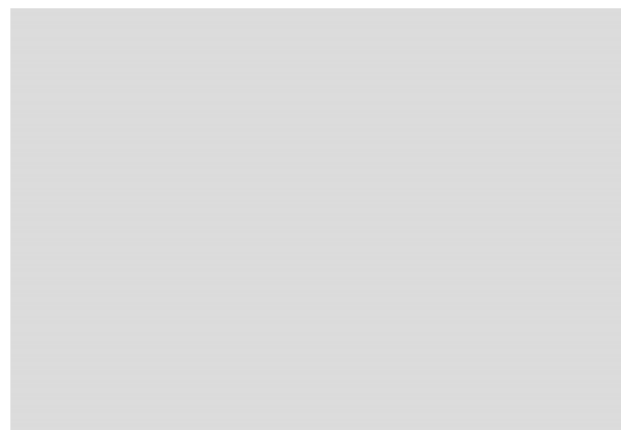
平成28年4月に閣議決定された「第3次犯罪被害者等基本計画」では、重点課題として「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」「刑事手続への関与拡充への取組」があげられています。この二つの重点課題に対し、犯罪被害者支援に関して先進的な取組を実施しておられる東京地方検察庁に、一問一答形式でうかがいました。

Q1 被害者の方やご遺族の方の負担や不安をできるだけ和らげるために行っている働きかけを教えてください。

当庁では、平成26年4月に「犯罪被害者支援室」を設置し、関係機関や専門家等と連携協力の上、個別事件における被害者の方やご遺族の方（以下「被害者等の方々」といいます。）の支援を行っています。

具体的には、まず、当室員において、被害者等の方々に対し、刑事手続や被害者等の方々の支援制度についての一般的な説明や質問への対応、公判出廷に際しての付添い等を行っています。

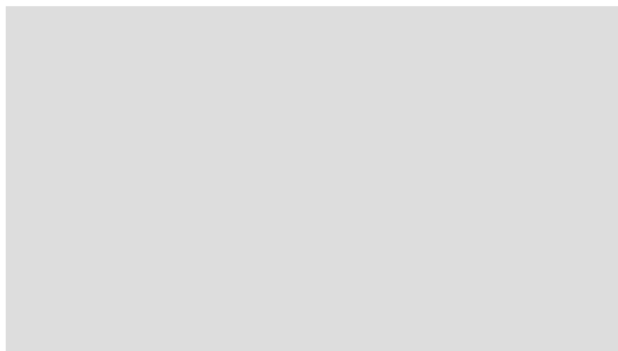
そして、それぞれの被害者等の方々のご要望に応じて、関係機関や専門家等と連携して、被害者等の方々への支援に取り組んでいます。例えば、法律相談をしたいとの



東京地方検察庁外観

ご要望については、東京三弁護士会及び法テラスの紹介、面接相談等のご要望については、被害者支援都民センターの紹介、カウンセリング等を受けたいとのご要望については、同センターや東京臨床心理士会の臨床心理士等の専門家の紹介等を行っています。

上記のような取組を通じ、それぞれの被害者等の方々の状況に応じたきめ細やかな支援を提案することが可能となっており、被害者等の方々の精神的負担の軽減に寄与しているものと考えています。



犯罪被害者支援室の執務風景

Q2 被害者の方を支援する上で、難しいと感じる点を教えてください。また、被害者の方を支援する上での問題点、解決策を教えてください。

一件一件、事件は異なりますので、被害者等の方々が感じていらっしゃる不安や困っていらっしゃることもそれぞれ異なります。したがって、各被害者等の方々が求めておられる支援は何かという点を正確に把握することが、まずもって大切であると考えています。そこで、じっくりと被害者等の方々からお話を伺うことで、それぞれの方の状況やご要望等を把握し、これに応じたきめ細やかな支援をご提案することができるよう、努めております。

また、例えば、法律相談をしたいとか、精神的な治療を受けたいといったご要望については、検察庁という組織では職務上の制限から、自らお応えすることが困難です。そのため、普段から関係機関等との連携を図ることで、被害者等の方々に新たな負担を掛けることなくご要望に沿った支援を行えるよう心掛けています。

Q3 被害者の方に配慮した対応のために行っている職員の方への研修等がありますか。

当庁においては、これまでに、当庁職員に対し、被害者等の方々の心情や、精神的なダメージを受けている被害者等の方々からのお話を聴き取る際に心掛けるべき点等について、大学教授や被害者支援都民センター等の専門家等による講演会を実施しました。

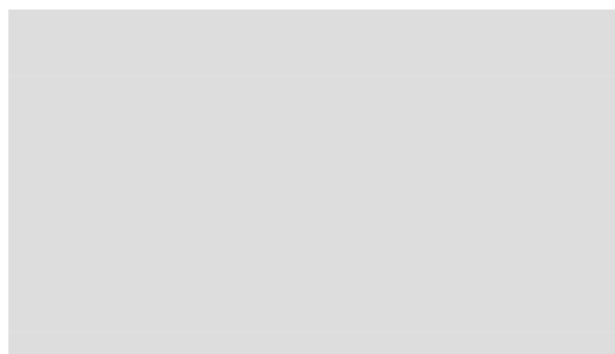
また、当室員や当室被害者支援員は、東京都主催の犯罪被害者等支援に関する研修会、全国被害者支援ネットワーク主催の秋期全国研修会等に出席して、被害者支援に関する知識の向上や研鑽に努めています。

Q4 児童・生徒の被害者への事情聴取において気をつけている点を教えてください。

事件や被害について話をするという事は、心理的に大きなご負担となるものですし、被害者の方々が児童・

生徒の方々である場合は、なおのことご負担になるだろうと思っております。そこで、客観証拠の存在等を踏まえ、心理的なご負担を考慮してもなお被害者等の方々からお話を聴き取ることが必要かを検討します。お話を聴き取ることが必要であると判断した際には、早期の段階で警察や児童相談所と連携し、代表者がお話を聴き取ることにより聴き取りの回数を絞るなどして、できる限り、被害者の方々にご負担をかけない形で聴き取るように心掛けています。児童や生徒の方々の供述の信用性に関する各指摘を踏まえ、非誘導的、非暗示的な質問により、具体的な信用性の高い自発的なお話を伺えるよう努めています。

お話を聴き取る場合には、通常の取調べ室ではなく、ソファを置いた専用の部屋を使用しています。



児童を対象とした面接を行うための専用の部屋を設置しました。

Q5 被害者の方専用スペースを設けたことで、改善された点がありますか。

当庁は、一般の方の待合室とは別に、被害者等の方々の精神的負担を少しでも軽減するため、外部からの視線が遮られ、個人的空間が保たれるような専用待合室を設置しています。

また、ソファやぬいぐるみなどを置いた優しい作りの被害者等面談室も設置しており、被害者等の方々に少しでもリラックスしてお話しいただけるようにと考えております。

Q6 第3次犯罪被害者等基本計画において、専門職の方の活用が謳われています。東京地検で行っている専門職の方との連携について教えてください。

専門職の方との連携は日常的に行っています。

例えば、臨床心理士の方々と連携し、精神的ケアが必要な被害者等の方々への支援として、東京臨床心理士会からご紹介を受けた臨床心理士に対して、公判出廷等に際しての付添い等やその後のケアを依頼しています。これまでに、精神的被害が心配される被害者の方に対して、お話を聴き取りの前後に臨床心理士に精神的ケアをしていただいた事例があります。

また、社会福祉士との連携も行っています。当庁においては、社会福祉士を職員として採用していますが、こ

れまでに、ドメスティックバイオレンス事案において、当庁勤務の社会福祉士と連携し、被害者の方に、福祉事務所や東京都の相談窓口等をご紹介します、被害者の方の自立を支援するなどした事例があります。児童虐待事案において、当庁勤務の社会福祉士、児童相談所の児童福祉司、保健所の保健師らといった多機関の専門家の方々と連携し、様々な観点から被害児童及び加害親に対する関わりを行うことで、より複合的な観点から再被害防止に向けた適切な支援を行った事例があります。

Q7 民間の被害者支援団体との連携や協力の実態、その効果やこれから実施していきたいことについて教えてください。

主な連携先として被害者支援都民センターがあげられます。同センターには、お話の聴き取りや証人尋問等の際の付添いの依頼や、精神的ケアが必要と思われる被害者の方に対するカウンセリングなどの依頼をしています。刑事手続外及び終了後においても継続的に支援をいただいております。

具体的事例として、当室員が被害者の方の裁判傍聴への付添いを行った際、被害者に精神的な動揺が見られたため、被害者の方の同意を得た上で、同センターと連絡調整し、同センター職員による面接相談やその後の付添いをお願いした事例があります。

刑事手続として検察庁が関与する期間は限定的なものです。民間の被害者支援団体の方々においては、刑事手続終了後も長期的かつ専門的な支援をご提供いただけるので、大変ありがたく思っております。今後も多様な被害者の方のご要望にできるだけ沿った、適切な支援を行うためには、被害者支援団体の方々の存在が欠かせないと感じており、一層の連携協力関係の強化に努めていきたいと考えております。

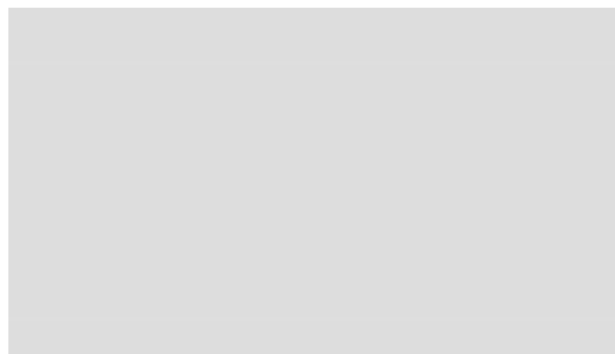
Q8 東京地検の被害者支援について、今後行っていきたい広報活動はありますか。

検察庁では、刑事手続における各種支援制度等を掲載しているリーフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成しています。同リーフレットは、被害者等の方々へお渡しし、事件担当検察官や当室員等が内容をご説明しています。同リーフレットは、東京地方検察庁のホームページにも掲載しております。被害者等の方々が各種支援制度等について情報を得るのに少しでも役立てればと思っております。

今後も様々な機会を活用して、積極的に各種支援制度等についてお知らせしていけたらよいと考えております。



人情家で正義感にあふれています。東京地検キャラクター「江戸っ子検ちゃん(右)」「江戸っ子 かすみちゃん」。検察と所在地震が関から命名されました。



広報官が学生へ当庁業務等を説明する様子（ふれあい広報）

東京地方検察庁の取材を終えて

被害者等通知制度、公判における被害者参加制度、心情等の意見陳述制度の利用を通して、被害者等が検察庁と関わる回数が増えてきました。

犯罪被害に遭うと、様々な困難に直面し、混乱した状況に置かれます。そのような状況の中で、初めての所へ行く心細さと、事件について話すことで辛い想いをする不安を抱えながら、被害者等は検察庁での事情聴取に行かなければなりません。

以前に比べると、検察庁では被害者等の専用待合室が設けられたり、被害者支援センターの相談員の付添いが認められたり、きめ細かな配慮がされるようになりました。それでもなお、被害者等の事情聴取には時間がかかります。辛抱強く聞いてくださる検察官に出会った時、被害者等は「自分ができることをやろう」との思いで、公判に向けての検察官との信頼関係が構築されていくように感じます。

担当検察官からの情報提供と一つひとつの言葉は、被害者等の心の支えとなり回復への第一歩にもなり得ます。全国どここの検察庁でも支部においても、同じように被害者等の心情に寄添った対応をしていただけていますよう切に願ってやみません。